

《就業継続支援》

(1) 保育士や保育事業者等への巡回支援事業【拡充】 保育対策総合支援事業費補助金

- ① 保育士の離職防止や保育所等の勤務環境の改善を図るため、支援員が保育所等を巡回支援する。
- ② 保育士の業務負担の軽減・働き方の見直しを行い、魅力ある職場づくりを支援するため、社会保険労務士などが巡回し、保育所等を支援するとともに、魅力ある職場づくりを行う保育所等の啓発セミナー等を支援する。
- ③ 各保育所における保育内容等の自己評価による保育実践の改善を進め、地域における保育の質の確保・向上を行い、保育士にとって働き甲斐のある環境整備を図るため、保育所等を対象とした巡回相談等を行う。

令和6年度概算要求においては、若手保育士等を支援対象としていたところ、若手に限定せず一般保育士まで支援対象とするなど支援内容等の整理を行うとともに、都道府県域で事業を実施する場合、広域での対応が可能となるよう保育士支援アドバイザー、保育事業者支援コンサルタントを更にもう1人雇い上げることができるよう補助基準額の見直しを行う。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【対象事業】 ①保育士への巡回支援 ②保育事業者への巡回支援 ③放課後児童クラブへの巡回支援
④魅力ある職場づくりに向けた保育所等への啓発セミナー等の実施
⑤地域保育ネットワークを含む協議会の開催

【補助基準額】 ①～③：1自治体当たり それぞれ4,064千円（①を都道府県が実施し複数配置する場合 8,128千円）【拡充】
④、⑤：1自治体当たり それぞれ1,634千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・市区町村：1／2